

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 三角港管理事務所	平成14年10月25日	平成15年3月19日
<p>(報告公表事項)</p> <p>港湾用地を使用していた法人の倒産により、撤去されないままに不法状態で残されている建物等がある。危険な状態にあるので、引き続きその処分等について検討すること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>倒産した法人の清算人が不在（平成12年死亡）であるため、港湾施設内の建築物については、次の事項で対処したい。</p> <p>① 施設引継者の探索 今後、広く港湾事業者呼びかけ施設引継者を探索する。</p> <p>② 危険防止柵の設置 施設利用者がいない間は、危険防止柵を設置して安全に努める。</p> <p>③ 関係者への清算人への就任依頼 親族へ清算人への就任を求め清算事務の再開を行わせるように努める。</p> <p>④ 代執行への判断 明確に不法占用物件の安全性に問題が生じた場合は、建築物の撤去を前提とした行政代執行を念頭に置いた撤去命令の事務手続きを実行する。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 八代港管理事務所	平成14年11月8日	平成15年3月19日
<p>(報告公表事項)</p> <p>港湾使用料の未収金（5,021,767円）について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>未収金5百万円余の滞納者は2社であるが、うち1社については、昨年12月に催告状を送致するとともに、本年2月には代表者の関係者を臨戸したり、本人居住地を訪問したがいずれも面談は出来なかった。</p> <p>他の1社については、昨年9月頃に代表者の所在が判明したので、10月に臨戸し催告を行ったり、その後数回にわたり臨戸或いは電話での催告を行ったが滞納は解消されていない。今後とも関係者との接触に努め、未払金解消を図りたい。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 水俣港管理事務所	平成14年10月31日	平成15年3月19日
(報告公表事項)		
港湾使用料の未収金（1,118,489円）について、その解消に努めること。		
(改善措置)		
未収金については、港湾施設(野積場・岸壁)を使用している採石業者の経営が悪化したことに伴い発生したものであるが、未収金の一部（125,096円）については本年1月に徴収した。今後とも随時支払いを求めていきたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 熊本港管理事務所	平成14年11月7日	平成15年3月19日
(報告公表事項)		
港湾使用料等の未収金（6,263,034円）について引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
本人が所在不明であり、定期的に戸籍謄本等を取り所在の把握に努めているものの未だ所在を掴めないでいる。今後も、継続して調査を実施し回収に向けて努力していきたい。		